

<よくあるご質問>

・各研究機関は、教員・研究者、大学院生、学部学生等の各々の研究者等に具体的にどのような研究倫理教育を行えば、研究倫理教育プログラムを履修したとみなされますか？

各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、標準的な研究倫理教育プログラムや大学間が連携して作成した教育プログラムに準じた教育が行われることが望ましいと考えますが、これは研究機関において主体的にご判断いただくものとなります。

・研究者が、いずれの研究倫理教育プログラムを修了しているかについて、採択された JST 事業の担当へ、報告する必要はありますか？

文科省のガイドラインでは、資金配分機関が実施する事項として、研究倫理教育に関するプログラムを履修させることとされており、今後も、JST の委託研究契約書のひな形において、履修を義務づけする旨の条項は含まれます。令和 6 年度以降、JST が指定する研究倫理教育プログラムの範囲を拡充しますが、令和 5 年度の運用と同様に、各研究機関に対して、JST が研究倫理教育の実施及び管理を求めることには変わりはありません。

このため、いずれの研究倫理教育プログラムを修了しているかについて報告が必要かについては、事業担当へお問い合わせください。

・JST 経由にて eAPRIN の登録を希望する場合、JST コースを履修する必要がありますか？

JST 経由 eAPRIN 登録を希望する場合は、JST コースの生命医科学系／理工系／人文系のいずれかを履修してください。(JST コースに加え、JST コース以外の受講も可能です。)

・所属機関にて eAPRIN の受講ができる場合、JST コースを履修する必要がありますか？

所属機関が示す単元を履修してください。

・所属機関が提供する研究倫理教育プログラムは、対象になりますか？

eAPRIN、日本学術振興会(JSPS)や日本医療研究開発機構(AMED)が提供する研究倫理教材を含め、研究者等が所属する研究機関がこれらと同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修を対象として認めることとします。所属機関にてご判断いただきます。

・JST 経由にて eAPRIN の登録を希望する場合、令和 5 年度までに申告していた情報（氏名、メールアドレス等）から、申告すべき情報に、変更はありますか？

変更はありません。研究者等から申告いただく情報は、これまでと同様に、氏名、メールアドレス等の情報のみです。なお、eAPRIN の登録に必要な研究者等の情報の申告方法については事業によって異なります。詳細は、事業担当へお問い合わせください。

・令和5年度中にJST事業に参画し、令和6年度中のeAPRIN登録受け付けべ切に間に合わなかった場合、どうなりますか？

本拡充の取り組みは、令和6年4月以降、新規で参画する研究者等に対して適用されるため、令和5年度以前よりJST事業へ参画している研究者等については、eAPRINのJSTコースの履修をお願い致します。eAPRIN登録の時期等については、事業担当へお問い合わせください。

・令和5年度時点における継続課題で、令和6年4月以降に、新規に参画予定の研究者等の扱いはどうなりますか？

本拡充の取り組みは、継続課題で令和6年4月以降に新規に参画予定の研究者等に対しても適用します。

・令和6年4月以降、JST経由にてeAPRIN登録を希望し、JST研究公正課からアカウント発行の連絡を受けた後、eAPRIN以外の履修に変更したい場合は、どうすればよいですか？

JST経由にてeAPRINのアカウントを発行した後は、登録費用が発生していることを踏まえ、原則、eAPRINを履修してください。

国立研究開発法人科学技術振興機構
法務・コンプライアンス部 研究公正課

Ver1.0